





団体名	人口	公民館の設置数	概要	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
埼玉県川越市	353,470人	19館	公民館本館1館ほか18館 複数館に多目的ホール等あり	昭和28年	受益者負担の考え方による	あり	1.公民館主催講座 2.官公署が行政目的のために使用するとき 3.市が行政目的のために使用するとき 4.市補助金交付団体が当該活動のために使用するとき 5.川越市がかかわる公社・広域行政組織団体が業務遂行のために使用するとき	あり	・社会教育関係団体 ・公民館登録団体 ・公共法人、公益法人	5割	書面審査(会則、事業報告、事業計画、会員名簿)による	・施設使用前に現金払い(今後、電子決済も可、開始日は今年度中) ・減免等の団体はシステムで登録済	34,987,110円	委託費、修繕費等に充当
埼玉県所沢市	344,146人	12館	各館にホール等あり	平成16年	受益者負担の適正化を図るため	あり	(1) 行政機関が委嘱又は任命した委員によって構成される団体がその委嘱又は任命された委員の職務を行うために実施する事業 (2) 公共性又は公益性が高く、住民の福祉の向上に寄与する事業のうち、次に掲げるものア 自治会及び町内会がその設置目的を達成するために実施する事業 イ PTA及び子ども会育成会がその設置目的を達成するために実施する事業 ウ ボランティア活動を主たる目的とする団体がその設置目的を達成するために実施する事業 エ 障害者団体がその設置目的を達成するために実施する事業	なし	なし	なし	「公民館使用料の減免事例集および優先予約について」による	・使用料は施設利用前に現金払いとしている(所沢市立公民館設置及び管理条例7条参照) ・要件は「施設使用料減免申請書」で確認している	25,470,830円	なし
埼玉県深谷市	141,830人	12館	大半の施設に体育室あり	平成23年	行財政改革大綱及び行財政改革推進計画に使用料の適正化が掲げられたため	あり	公用及び公用に準ずる利用をする場合 ①公職選挙法に基づく事業 ②国、地方公共団体又はその機関等の事業 ③市またはその機関等が、その職務遂行上の必要から、援助または育成している団体等(自治会、子ども会、社会福祉協議会、PTA、消防団、民生児童委員等)	あり	・公益を目的とする事業のための利用 ・公民館利用登録団体 ・公益を目的とする事業のための利用:50% ・公民館利用登録団体:50%、75% ※構成員が高校生以下又は65歳以上の団体は75%	50% 75%	社会教育活動であるか否かを減免・免除の要件にしておりますが、公民館利用登録団体の登録事務(営利活動を目的とした団体は登録不可)では、営利を目的とした集まり、いわゆるカルチャースクールや私塾のような団体を判断することに苦慮しています。	・施設利用前に窓口での現金払いのみ	14,638,000円	使用料全額を公民館維持管理経費に充当
埼玉県和光市	84,008人	3館	体育室等あり	昭和57年	市民も参加する市民参加推進会議にて統一的な基準による見直しを行い使用料を決定した。	あり	1 教育委員会又は市が主催する事業に使用する場合 2 教育委員会又は市が共催する事業のうち、免除事業として教育委員会の承認を得た事業に使用する場合 3 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が教育活動等を目的として使用する場合 4 市内の公共的団体が使用する場合 5 市内の社会教育を目的とする公民館登録団体のうち社会教育活動推進団体が使用する場合 6 その他教育委員会が必要と認める場合	あり	8割減額 1 市内の社会教育を目的とする公民館登録団体(社会教育活動推進団体を除く。)が使用する場合 2 市内の社会福祉法人が使用する場合 5割減額 1 身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者と判定を受けた者若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合 2 65歳以上の者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合 3 15歳以下の者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合	8割 5割	減免団体とする場合は過去の利用実績や利用団体の規約や決算書等をもとに総合的に判断する。	施設利用前に現金払い	1,882,010円	公民館の維持管理、運営に充当
埼玉県桶川市	74,654人	4館	複数館に体育室等あり	昭和52年	公共財の受益者負担の原則	あり	1.桶川市が直接利用するとき、又は桶川市の後援により利用するとき。 2.国又は桶川市以外の地方公共団体が利用するとき。	なし	なし	なし	社会教育活動団体を使用料の減額・減免の要件としていない	・施設利用の2日前までに現金払い一許可書の発行 ・減免団体の場合は、許可書の発行の際に「減免団体の証明書」を窓口で確認	3,240,900円	特定財源として、公民館の施設管理費に充当
千葉県木更津市	136,249人	15館	中央公民館ほか14館	平成30年	市民の方々に、施設を利用して頂く上で、質の良いサービスを提供するために、修繕や備品の購入が必要のため。	あり	下記のいずれかの団体・機関が公用目的で使用するため。 市・教育委員会(主催または共催) 国・都道府県・他市町村(主催または共催) 一部事務組合(主催または共催)	なし	なし	なし	未回答	・施設利用前に現金払い ・電子決済による支払い	6,153,320円	当初は2割程度をあてるとの取り決めはあったが現在は無くなっている。
千葉県成田市	130,944人	13館	中央公民館ほか12館 複数館にホール等あり	昭和49年	不明	あり	成田市公民館の設置及び管理に関する条例第12条 ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用するとき ※社会教育関係団体(サークル等)は教育事業に該当と判断	あり	成田市公民館の設置及び管理に関する条例第12条 ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用するとき ※社会教育関係団体(サークル等)は教育事業に該当と判断	10割	社会教育関係団体(サークル等)の登録制度を設け、登録の際に社会教育に合致した目的であるかを審査している。	予約確定時に現金支払い	86,070円	なし
千葉県佐倉市	171,460人	6館	中央公民館ほか5館	平成30年	市の行政改革実施計画で公共施設の使用料・手数料見直しが求められ、検討の結果、公民館にも使用料徴収が必要との結論に達したため	あり	①公民館主催講座 ②国・県・市等の官公署が行政目的のために使用するとき ③市の町内会・自治会が開催する総会・役員会等の会議(サークル活動は除く)に使用するとき ④市内の幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校などが会議等に使用するとき ⑤事業の内容が公益に資すると教育委員会が認められたものを使用するとき(例:子ども会、社会福祉協議会、障害者団体、青少年相談員、学童保育所等)	なし	なし	なし	・団体の設立趣旨や日常の活動の目的・内容によって判断。具体的には、市担当課が委嘱及び支援している委員で構成される団体が公共の利用を行う場合に免除。基本的には、市担当課からの意見を頂き判断。 ・「公益性が高く、広く市民に還元する事業」については、広く市民を募集する社会貢献活動事業・行事であれば免除。	支払方法:券売機による支払い(使用当日に支払い) 減免等団体の要件確認:別添資料「佐倉市立公民館における使用料等の取扱いについて」に則り確認	6,674,630円	使用料全体を各公民館の管理運営事業(施設修繕料、清掃業務等の施設管理委託料、備品購入費等)に充当
千葉県市原市	270,239人	11館	指定管理	不明	不明	あり	「市原市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則」のとおり	なし	なし	なし	「市原市立公民館使用料の減額・免除に関する運用基準」のとおり	前納かつ窓口での現金払いのみ 減免団体の確認方法については、「市原市立公民館使用料の減額・免除に関する運用基準」のとおり	32,102,390円	利用者還元のため、備品購入費等に充当

団体名	人口	公民館の設置数	概要	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
千葉県浦安市	169,614人	7館	複数館に体育室等あり	未回答	受益者負担によるもの	あり	1. 市又は関係行政機関が行政目的のために使用するとき 2. 市と共催で公共的活動のために使用するとき 3. 市立幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校が教育の目的で主催する事業のために使用するとき 4. その他、教育委員会が特に公益上必要と認められたものを使用するとき	あり	1. 社会教育関係団体が、社会教育のために使用するとき 2. 公共的団体が、その主たる目的で使用するとき 3. 社会福祉団体が、福祉の向上を目的として使用するとき 4. 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のうち市内に在する県立及び私立のもの、並びに私立認定こども園及び私立保育園が教育・保育の目的で主催する事業のために使用するとき 5. その他、教育委員会が特に公益上必要と認められたものを使用するとき	50%	社会教育関係団体の認定に関する要綱、運用基準に基づき、申請のあった団体を審査(年1回)している。団体の活動・組織及び運営状況等の要件を満たした団体は2年間認定団体として登録される。	・口座振替(2か月毎/後納) ・施設予約時に窓口にて現金払い(前納)	19,474,175円	公民館維持管理費に充当
神奈川県秦野市	161,630人	11館	-	平成17年	各施設の日常的な修繕や維持補修、備品等の更新に充てるため	あり	(1) 本市が事業支援する、社会教育に関する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用ときは、免除する。 (2) 本市で活動する、社会福祉に関する団体、子育て支援に関する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用ときは、免除する。 (3) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用ときは、免除する。 (4) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用ときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。	あり	(1) 本市で活動する、社会福祉に関する団体、子育て支援に関する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業以外で、本市が共催する事業のために使用ときは、減額とする。 (2) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用ときは、減額とする。	1/2	(1) 本市では、減免の対象団体は次のとおりとしている。 ・NPO団体、・子育て支援に関する団体、・社会教育に関する団体、・ボランティア団体、・公共的団体、・社会福祉関係団体 (2) 上記の団体の活動の内、使用目的として、次の場合は、減免対象としている。 ・会の運営に係る活動(総会、定例会、役員会等)、・公益性のある事業やボランティア活動	券売機による支払い	28,855,150円	使用料全額を施設維持管理に充当
神奈川県伊勢原市	101,309人	8館	-	令和元年	公共施設等総合管理計画及び公共施設の受益者負担に関する基本方針により公共施設使用料の見直しを図った	あり	(別添:公共施設使用料減免ガイドライン参照)	あり	(別添:公共施設使用料減免ガイドライン参照)	5割	ガイドラインに具体的な活動を規定	・券売機による使用券による納付 ・納付書による納付 ・減免対象団体をガイドラインに具体的に記載	5,423,025円	決算時に公民館管理運営費に充当(財政部局が処理)
神奈川県座間市	132,149人	1館	-	昭和52年	公民館維持管理のため一定の受益者負担金を求めた	あり	(1) 社会教育関係団体が社会教育に関する事業に使用する場合 ア 教育委員会又は公民館が行う主催事業により結成された社会教育活動を目的とする団体 イ 座間市(以下「市」という。)又は教育委員会が育成及び助成する団体 ウ その他の団体のうち社会教育関係団体登録を行った団体 (2) 国、又は地方公共団体が公の事業に使用する場合 ア 国又は市その他の地方公共団体 イ 市が構成員となっている協議会及び研究会等 (3) その他教育委員会が必要と認められた場合 ア 自治会活動を行う団体 イ 市内で事業を行う社会福祉法人及び保育園等の福祉団体、保育園の保護者会 ウ 学校教育法第1条に規定される学校のうち市内に所在地を置くもの及びその保護者会 エ 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会 オ 公益活動を行っているボランティア活動団体 カ 座間市民生委員児童委員協議会 キ 市障がい者団体連絡協議会に加盟する団体	あり	座間市職員厚生会 座間市の職員団体	5割	前提として本市では社会教育団体であることが前提です。団体としての要件は以下の通りです。 (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体で、社会教育に関する活動を継続的に行っている団体 (2) 入会について特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れ可能である団体 (3) 活動の学習成果が広く市民に還元される団体 (4) 会員自らが運営し、活動する団体 (5) 規約又は会則を有し、代表者を有し、組織的に運営されている団体 (6) 会員が平等に経費を負担し、総会等で会員全員に会計報告を行っている団体 (7) 5人以上の会員により構成される団体 (8) 会員の半数以上が座間市に在住、在勤又は在学である団体 (9) 公民館を3箇月以上利用している団体 (10) 定期的、継続的に公民館を利用して学習活動を行う団体	受付で現金支払い 減免団体には年に一度、会員名簿(住所確認のため)・会則・会計報告書と予算書(適正運営がされているか)の提出を求めています。	172,240円	使用料全額を、館の維持管理費に充当
神奈川県南足柄市	40,125人	1館	-	平成7年	受益者負担の原則による。現在は行政改革基本方針に位置づけ	あり	1. 市が主催する行事を行うために使用するとき 2. 障害者基本法第2条に規定する障害者が活動の主体として構成された団体のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 3. 福祉関係団体、ボランティア団体等のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 4. 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育園が主催する行事を行うために使用するとき 5. 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき	あり	2分の1に減額 1. 高校生以下の者が活動の主体として構成された団体のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 2. 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき  10分の7に減額 1. 自治会、社会教育関係団体、NPO法人のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 2. 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき	5割 3割	減額、免除団体申請後、承認申請時に目的や活動内容のわかるもの(規約等)の添付を求めている。	施設利用前に現金払い、要件確認は事前申請による。 課題:支払後の還付について、当事者に責がない場合に認めているが、コロナ対応の場合、申し出のみで対応している。	2,139,409円	公民館維持管理費に充当